



島根県報

平成24年 5 月 29 日 (火)

第 2, 3 9 6 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農村整備課)	2
県営土地改良事業計画の変更	(")	3
国土調査の指定	(用地対策課)	4
公有水面埋立ての竣功認可	(港湾空港課)	4

【特定調達公告】

空港用スノーパ除雪車調達に係る一般競争入札の実施	(港湾空港課)	5
--------------------------	---------	---

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		7
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		7
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		8
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体		8

【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部)	8
交通誘導警備業務 1 級及び 2 級検定の実施	(")	11

告 示

島根県告示第343号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成24年5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社希望の路	希望の路	松江市東持田町11-1	平成24年5月1日

2 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コミュニケーションサポートいずも	CSいずも療育支援事業所	出雲市大社町入南80-1	平成24年5月1日

島根県告示第344号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

浜田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

宇津 徹男 浜田市相生町3902番地
 近重 良治 浜田市下有福町371番地の1
 大埜 英將 浜田市西村町606番地
 大屋 幸 浜田市宇野町1071番地
 鳥越 登 浜田市三階町1078番地
 中田 善喜 浜田市上府町イ2451番地の25
 鍛冶畑義征 浜田市長見町656番地
 齋藤 和典 浜田市内村町597番地7
 殿川 定美 浜田市佐野町イ86番1地
 石田 熊雄 浜田市田橋町31番地
 三明多佳志 浜田市久代町601番地

監事

佐々木喜久 浜田市鍋石町304番地
 閣田眞太郎 浜田市久代町1655番地
 佐々木一郎 浜田市後野町224番地

2 就任年月日

平成24年3月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

宇津 徹男 浜田市相生町3902番地
 島津 博 浜田市上府町イ744番地
 佐々木浩次 浜田市内村町1090番地
 近重 良治 浜田市下有福町371番地の1
 大屋 幸 浜田市宇野町1071番地
 殿川 定美 浜田市佐野町イ86番1地
 三明多佳志 浜田市久代町601番地
 鳥越 登 浜田市三階町1078番地
 鍛冶畑義征 浜田市長見町656番地
 大埜 英將 浜田市西村町606番地
 石田 熊雄 浜田市田橋町31番地

監事

佐々木喜久 浜田市鍋石町304番地
 闇田眞太郎 浜田市久代町1655番地
 佐々木一郎 浜田市後野町224番地

島根県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
金城地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
金城地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
金城地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
奥出雲地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場
奥出雲地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場
奥出雲地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場
奥出雲地区客土事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場
奥出雲地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

合整備事業)

島根県告示第346号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成24年 5 月 22 日	出雲市	吉野右岸④地区	告示の日から平成26年 3 月 31 日まで
平成24年 5 月 22 日	出雲市	豊田地区	告示の日から平成26年 3 月 31 日まで

島根県告示第347号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 竣功認可の年月日

平成24年 3 月 30 日

2 竣功認可を受けた者

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

島根県松江市美保関町七類3251番地11に隣接する地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 七類四等三角点（北緯35度34分26秒、東経133度13分18秒）から60度52分40秒、435.93mの地点

②の地点 ①の地点から211度38分31秒、6.74mの地点

③の地点 ②の地点から208度38分31秒、5.66mの地点

④の地点 ③の地点から343度59分33秒、8.87mの地点

(3) 面積

38.72平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成22年 8 月 10 日 指令港第 5 号の 2

5 縦覧場所

松江市役所

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

空港用スノーパ除雪車 1台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性質等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期限

平成24年12月20日

(4) 納入場所

島根県出雲市斐川町沖洲2633-1

島根県出雲空港管理事務所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年1月6日島根県告示第4号）第4条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿（5(1)車輛類）に登載された者であること。

ウ 空港用スノーパ除雪車調達に係る物件（以下「調達物件」という。）の提案をした者であって当該提案について要求仕様を満たすものであると開札の日の前日までに知事の承認を受けた者であること。

(2) 入札の参加を希望する者は、調達物件の提案を記載した書類（以下「調達物件提案書」という。）を提出し、調達物件提案書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期間

原則として、平成24年6月15日から平成24年6月27日までとする。ただし、平成24年6月28日から開札の日の前日までの期間内に提出することを妨げるものではない。

イ 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（郵送による場合も平成24年6月27日午後4時までに到着していること。）

ウ 提出場所及び提出方法

3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送により提出するものとする。

エ 承認審査の打ち切り

アのただし書に規定する期間内に調達物件提案書を提出した場合において開札の日の前日までに審査を終了することができないときは、審査を打ち切るものとする。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒699-0551 島根県出雲市斐川町沖洲2633-1 島根県出雲空港管理事務所

電話 0853-72-0224 ファクシミリ 0853-72-9732

(2) 入札説明書の交付方法

平成24年5月29日から平成24年6月27日までの間、交付場所において交付するものとする。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 期限 平成24年7月13日午後2時（郵便又は信書便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

イ 場所 平成24年7月13日正午までは(1)に掲げる場所とし、それ以降は(4)のイに掲げる場所とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年7月13日（金）午後2時

イ 場所 島根県出雲市斐川町沖洲2633-1 島根県出雲空港管理事務所 会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

調達物件提案書により本公告に示した調達内容を履行できると判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Sweeper Snow Plow for Airport use

(2) Desired Date of Delivery : December 20, 2012

(3) Place of Delivery : Administration Airport, Shimane Izumo Airport, Hikawacho Okinosu 2633-1 Izumo-shi, Shimane Prefecture

(4) Deadline of Tender : 2 : 00 p.m. on July 13, 2012 (applications by mail must be received by the administration office by noon on July 13, 2012)

(5) Please tender all information to : Administration Office, Shimane Izumo Airport Hikawacho Okinosu 2633-1 Izumo-shi, Shimane Prefecture Japan 699-0551

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第9号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 5 月 29 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県雲南市・飯石郡第二支部	山根 成二	早川 正三	雲南市三刀屋町給下1329

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
飯塚俊之後援会	飯塚 俊之	松浦 剛司	出雲市平田町1136
齋藤浩文後援会	中村 大澄	齋藤 義則	益田市下波田町419-3
政治結社明倫社	三嶋 昭則	三嶋 亜紀	邑智郡川本町大字田窪98-1

島根県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 5 月 29 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党川本支部	会計責任者	瀬尻 亨	伊藤 義武
日本共産党島根県委員会	会計責任者	岩田 剛	後藤 由美

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
国憂會	名称	国憂會	国優會
須山隆後援会	代表者	長尾 康一	渡辺 恵夫
	会計責任者	河野 智子	島田 博之
堀江治之後援会	代表者	深田 幸嘉	山根 敏射
	会計責任者	山根 彰夫	小田川 憲男
弥重節子後援会	主たる事務所	益田市あけぼの本町3-15 島田	益田市美都町宇津川口71-2

	の所在地	ビル202	
山本浩章後援会事務所	主たる事務所	益田市乙吉町イ89-10 日興ビル	益田市高津五丁目28番9号
	所在地	1 F	
	会計責任者	吉田 拓也	潮 皓平

島根県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年 5 月 29 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	解散年月日
国民新党島根県支部	平成24年 4 月 9 日

2 その他の政治団体

名 称	解散年月日
さつき会	平成23年12月31日

島根県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 5 月 29 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
飯塚 俊之	出雲市議会議員	飯塚俊之後援会	出雲市平田町1136	飯塚 俊之

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成24年 5 月 29 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	平成24年7月17日（火）から同月20日（金）まで及び同月24日（火）から同月26日（木）まで	9:00～17:00 （7月24日及び同月25日は18:00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	平成24年7月17日（火）から同月20日（金）まで及び同月24日（火）から同月26日（木）まで	9:00～17:00 （7月20日は12:00まで、同月24日は13:00～17:00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	平成24年7月17日（火）から同月20日（金）まで及び同月24日（火）から同月26日（木）まで	9:00～17:00 （7月20日は12:00まで、同月24日は13:00～17:00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	平成24年7月17日（火）から同月20日（金）まで及び同月25日（水）から同月26日（木）まで	9:00～17:00 （7月20日は12:00まで）	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	平成24年7月20日（金）及び同月24日（火）から同月26日（木）まで	9:00～18:00 （7月20日は13:00～17:00、同月26日は17:00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	平成24年7月24日（火）から同月26日（木）まで	9:00～17:00 （7月24日は13:00～17:00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	平成24年7月24日（火）から同月26日（木）まで	9:00～17:00 （7月24日は13:00～17:00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加警備業務4号」という。）	平成24年7月25日（水）から同月26日（木）まで	9:00～17:00	

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号
15人程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号
5人程度
- (3) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
10人程度
- (4) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号
5人程度

5 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 受付期間

平成24年6月18日（月）から同月22日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通

(ア) 5の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 5の(1)のイに該当する者

5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

(ウ) 5の(1)のウに該当する者

5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 5の(1)のエに該当する者

5の(1)のエに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 5の(1)のオに該当する者

5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

エ 代理人が提出する場合にあつては、申込者本人の委任状

(4) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

- ア 新規取得講習 1 号 47,000円
- イ 新規取得講習 2 号 38,000円
- ウ 新規取得講習 3 号 38,000円
- エ 新規取得講習 4 号 34,000円
- オ 追加取得講習 1 号 23,000円
- カ 追加取得講習 2 号 14,000円
- キ 追加取得講習 3 号 14,000円
- ク 追加取得講習 4 号 10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後 0 時 30 分から午後 0 時 50 分までの間に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第61号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成24年 5 月 29 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
交通誘導警備業務 1 級	学科試験	平成24年 9 月 19 日（水）午前 9 時から正午まで	30人程度
	実技試験	平成24年10月24日（水）午前 9 時から午後 5 時まで	
交通誘導警備業務 2 級	学科試験	平成24年 9 月 19 日（水）午前 9 時から正午まで	30人程度
	実技試験	平成24年10月10日（水）午前 9 時から午後 5 時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 交通誘導警備業務 1 級

区 分	科 目
学科試験	<input type="radio"/> 警備業務に関する基本的な事項 <input type="radio"/> 法令に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務 2 級

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 交通誘導警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成24年 8 月 6 日（月）から同月10日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明す

る書面1通

オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。